

神戸市建築工事電子検査実施要領

令和4年4月

神戸市建築技術管理委員会

— 目次 —

1.	目的	1
2.	対象工事	1
3.	電子検査の定義	1
4.	電子検査対象書類	
	（1）対象書類	1
	（2）電子成果品納品一覧表.....	1
5.	検査用データ	2
6.	検査時の機材確保	2
7.	その他	3

1. 目的

本実施要領は、神戸市が発注する建築工事において、工事完成図書等の電子成果品を使用して検査を行う際の基本事項を取りまとめたものである。

2. 対象工事

市単独費による工事かつ予定金額 1 億円以上の工事

3. 電子検査の定義

電子検査とは、電子納品された成果品をパソコン等の電子的な手段を用いて検査を実施することをいう。

4. 電子検査対象書類

(1) 対象書類

特記仕様書に記載されている電子納品対象項目（完成図書、工事写真等）を電子検査の対象とする。

(2) 電子成果品納品一覧表

受注者は、検査までに特記仕様書に提出が規定されている完成図書、工事写真等について、電子成果品納品一覧表を作成しておくものとする。

なお、CD-R、DVD-R の電子媒体内のフォルダ構成ほか作成仕様については、別に定める「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」に基づくものとする。

(電子成果品納品一覧表作成例)

No.	項目	提出書類
1	完成図	完成図面
2	保全に関する資料	試験成績表、各種データ記録
3		取扱説明書及び保守に関する説明書
4		関係官公署届出書控、検査証
5		品引渡書、主要機器一覧表
6		緊急連絡先一覧
7		その他保守上必要な書類 (アスベスト調査結果、環境測定)
8		工事写真
9	その他	施工体制台帳

5. 検査用データ

検査を円滑に進めるため、電子成果品（CD-R 又は DVD-R の電子媒体）は検査員に事前送付することとし、検査員は事前確認に努め、質疑等は検査会場のパソコン等の電子的手段により受注者から説明を受けることを原則とする。

6. 検査時の機材確保

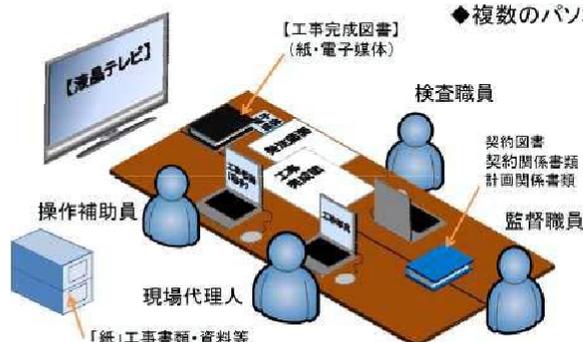
ノート型パソコン、外付けモニター等の検査に必要な機材は受注者が準備することを原則とする。

使用機材の構成については DVD マルチドライブ付きノート型パソコン1台を標準とするが、検査を円滑に進めることを目的として、大型液晶テレビ、及びプロジェクター・スクリーン等の機材の使用などについても発注者と受注者との協議により決定する。

3. パソコンとモニターの配置（検査会場の配置例）

【重要】 モニターに映写することで、全員が同時に閲覧・確認が可能

- ◆パソコン等の機材は、受注者が準備
- ◆複数のパソコンから、モニター表示の切り替えを可能とする



図は、電子書類を格納したパソコン、工事写真を格納したパソコン各1台と、検査員用に電子書類を格納したパソコン1台の、計3台と、大型液晶テレビを配置した例。液晶テレビの入力切替で、表示画面(PC)の切替えも即座に可能。

ノート型PC2台+外付けモニターの配置例



ノート型PC2台の配置例



7. その他

本要領に記載のない事項については、発注者と受注者との協議にて詳細を決定するものとする。

電子成果品の検索を効率的に行うことを目的とした印刷資料（納品対象外であり、受注者が任意で印刷したもの）の検査会場への持ち込みは可能とする。